

川崎市災害救助法施行細則（令和元年川崎市規則第7号）第2条の規定による救助の程度、方法及び期間、実費弁償の程度並びに救助の事務を行うのに必要な費用（告示） 新旧対照表

新	旧
川崎市災害救助法施行細則（令和元年川崎市規則第7号）第2条の規定による救助の程度、方法及び期間、実費弁償の程度並びに救助の事務を行うのに必要な費用 令和8年●月●日川崎市告示第●号 1 救助の程度、方法及び期間 救助の程度、方法及び期間は、次のとおりとする。 （1）避難所及び応急仮設住宅の供与 ア 避難所 （ウ）避難所の設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、光熱水費等）とし、1人1日当たり<u>370円</u>以内とする。 イ 応急仮設住宅 （ア）建設型応急住宅 b 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、<u>725万9,000円</u>以内とすること。 （2）炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	川崎市災害救助法施行細則（令和元年川崎市規則第7号）第2条の規定による救助の程度、方法及び期間、実費弁償の程度並びに救助の事務を行うのに必要な費用 令和7年9月29日川崎市告示第495号 1 救助の程度、方法及び期間 救助の程度、方法及び期間は、次のとおりとする。 （1）避難所及び応急仮設住宅の供与 ア 避難所 （ウ）避難所の設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、光熱水費等）とし、1人1日当たり<u>360円</u>以内とする。 イ 応急仮設住宅 （ア）建設型応急住宅 b 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、<u>708万9,000円</u>以内とすること。 （2）炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

新							旧						
ア 炊き出しその他による食品の給与 (ウ) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,480円以内とする。 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定する。 (ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯							ア 炊き出しその他による食品の給与 (ウ) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,390円以内とする。 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定する。 (ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯						
季別 \ 世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人以上の世帯	季別 \ 世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人以上の世帯
夏季(4月から9月までの期間をいう。以下同じ。)	20,900 円	26,900 円	39,900 円	47,600 円	60,300 円	60,300 円に5人を超える世帯員1人につき8,800円を加算した額	夏季(4月から9月までの期間をいう。以下同じ。)	20,300 円	26,100 円	38,700 円	46,200 円	58,500 円	58,500 円に5人を超える世帯員1人につき8,500円を加算した額
冬季(10月から3月までの期間をいう。以下同じ。)	34,700 円	44,800 円	62,500 円	73,100 円	92,100 円	92,100 円に5人を超える世帯員1人につき12,700円を加算した額	冬季(10月から3月までの期間をいう。以下同じ。)	33,700 円	43,500 円	60,600 円	70,900 円	89,300 円	89,300 円に5人を超える世帯員1人につき12,300円を加算した額
(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯							(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯						
季別 \ 世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人以上の世帯	季別 \ 世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人以上の世帯
夏季	6,900 円	9,200 円	13,800 円	16,800 円	21,100 円	21,100 円に5人を超える世帯員1人につき3,000円を加算した額	夏季	6,700 円	8,900 円	13,400 円	16,300 円	20,500 円	20,500 円に5人を超える世帯員1人につき2,900円を加算した額
冬季	11,000 円	14,400 円	20,500 円	24,300 円	30,700 円	30,700 円に5人を超える世帯員1人につき4,000円を加算した額	冬季	10,700 円	14,000 円	19,900 円	23,600 円	29,800 円	29,800 円に5人を超える世帯員1人につき3,900円を加算した額

新	旧
(7) 被災した住宅の応急修理 ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (イ) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり <u>5万6,400円</u>以内とすること。 イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 (イ) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。 a bに掲げる世帯以外の世帯 <u>75万7,000円</u> b 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>36万7,000円</u> (8) 学用品の給与 ウ 学用品の給与のため支出する費用は、次の額以内とする。 (イ) 文房具及び通学用品費 小学校児童1人当たり <u>5,800円</u> 中学校生徒1人当たり <u>6,100円</u> 高等学校等生徒1人当たり <u>6,600円</u> (9) 埋葬 ウ 埋葬のため支出する費用は、1体当たり大人<u>23万9,400円</u>以内、小人<u>19万1,500円</u>以内とする。 (11) 死体の処理 エ 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げるところによる。	(7) 被災した住宅の応急修理 ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (イ) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり <u>5万3,900円</u>以内とすること。 イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 (イ) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。 a bに掲げる世帯以外の世帯 <u>73万9,000円</u> b 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>35万8,000円</u> (8) 学用品の給与 ウ 学用品の給与のため支出する費用は、次の額以内とする。 (イ) 文房具及び通学用品費 小学校児童1人当たり <u>5,500円</u> 中学校生徒1人当たり <u>5,800円</u> 高等学校等生徒1人当たり <u>6,300円</u> (9) 埋葬 ウ 埋葬のため支出する費用は、1体当たり大人<u>23万2,200円</u>以内、小人<u>18万5,700円</u>以内とする。 (11) 死体の処理 エ 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げるところによる。

新	旧
(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり<u>3,800円</u>以内とする。 (イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上げに要する通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり<u>6,100円</u>以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算できる。 (12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去 イ 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が<u>14万8,600円</u>以内とする。 2 実費弁償 実費弁償は、次のとおりとする。 ア 日当 (ア) 医師及び歯科医師 1人1日当たり <u>2万2,500円</u>以内 (イ) 薬剤師 1人1日当たり <u>1万7,300円</u>以内 (ウ) <u>栄養士及び准看護師</u> 1人1日当たり <u>1万4,900円</u>以内 (エ) <u>管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士及び言語聴覚士</u> 1人1日当たり <u>1万6,200円</u>以内 (オ) <u>保健師及び看護師</u> 1人1日当たり <u>1万7,800円</u>以内 (カ) <u>助産師</u> 1人1日当たり <u>1万8,300円</u>以内	(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり<u>3,700円</u>以内とする。 (イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上げに要する通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり<u>5,900円</u>以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算できる。 (12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去 イ 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が<u>14万3,900円</u>以内とする。 2 実費弁償 実費弁償は、次のとおりとする。 ア 日当 (ア) 医師及び歯科医師 1人1日当たり <u>2万3,000円</u>以内 (イ) 薬剤師 1人1日当たり <u>1万7,400円</u>以内 (ウ) <u>保健師及び看護師</u> 1人1日当たり <u>1万7,400円</u>以内 (エ) <u>助産師</u> 1人1日当たり <u>1万7,900円</u>以内 (オ) <u>准看護師</u> 1人1日当たり <u>1万4,700円</u>以内 (カ) <u>診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士</u> 1人1日当たり <u>1万6,100円</u>以内 (キ) 救急救命士 1人1日当たり <u>1万6,300円</u>以内

新	旧
(キ) 救急救命士 1人1日当たり <u>1万6,400円以内</u> (ク) <u>歯科衛生士及び歯科技工士</u> 1人1日当たり <u>1万5,300円以内</u> (ケ) <u>保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理士又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援に従事する者として災害救助法施行規則(昭和22年総理府令 厚生省令 内務省令 大蔵省令 運輸省令第1号)第4条の2に規定する者</u> 1人1日当たり <u>1万6,200円以内</u> (コ) 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり <u>1万5,800円以内</u> (サ) 大工 1人1日当たり <u>3万100円以内</u> (シ) 左官 1人1日当たり <u>3万1,800円以内</u> (ス) とび職 1人1日当たり <u>3万2,700円以内</u> イ 時間外勤務手当 職種ごとに、アの(ア)から(ス)までに定める日当額を基礎とし、かつ、常勤の県職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。	(ク) <u>歯科衛生士</u> 1人1日当たり <u>1万5,400円以内</u> (ケ) 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり <u>1万5,600円以内</u> (コ) 大工 1人1日当たり <u>2万8,700円以内</u> (サ) 左官 1人1日当たり <u>2万9,900円以内</u> (シ) とび職 1人1日当たり <u>3万1,300円以内</u> イ 時間外勤務手当 職種ごとに、アの(ア)から(シ)までに定める日当額を基礎とし、かつ、常勤の県職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。